



介護保険負担限度額認定の制度改正と更新申請受付について

介護保険法の改正により、令和3年8月利用分から、**介護保険負担限度額認定の要件と負担限度額が一部変更になります**（申請に必要なものに変更はありません）。現在利用されている介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月1日以降も引き続き利用を希望される方は、**更新の申請をお願いします**。なお、認定を受けていない方の申請は、随時受付しています。

【申請に必要なもの】

①本人および配偶者の個人番号・代理権を確認できるもの、申請者の身分証、②介護保険負担限度額認定申請書、③同意書、④本人および配偶者の預貯金等がわかるものの写し

※②および③は、市ホームページからも取得できます。
※生活保護を受給している方は、③および④の提出は不要です。

制度改正や申請に必要なものなどの詳細については、市ホームページ「介護保険負担限度額認定申請書について」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市介護福祉課介護認定給付担当（市役所1階⑦番窓口）☎32・3507/FAX35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

空き家実態調査の実施に関するお知らせ

小松島市では、空き家の現状を把握するため、市内の空き家調査を実施します。

市が委託した事業者が、空き家と想定される建物の外観からの調査と写真撮影を行います。調査期間中は、調査員がお近くの宅地・建物の周辺を巡回しますが、調査へのご理解とご協力をお願いします。

【調査委託先】株式会社タチバナコンサルタント

【調査期間】7月5日から令和4年1月31日まで

○調査員は身分証明書を携帯しています。

○調査中、業務上知り得た個人情報等を外部に漏らしたり、他の目的に利用したりすることはありません。

○調査にあたり、調査員がみだりに敷地内に立ち入ることはありません。

○本調査は空き家対策検討のための基礎資料を作成する目的で実施するものであり、課税等には一切関係ありません。



【お問い合わせ先】

市住宅課（市役所2階）

☎32・2120/FAX32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

介護保険認定等を受けられている方に

介護保険負担割合証を送付します

介護保険の認定を受けた方および事業対象者となった方に、令和3年8月1日以降の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。負担割合については、右の表のとおり所得や世帯構成によって決まります。介護保険負担割合証が届きましたら記載されている負担割合を必ずご確認ください。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者の方は右にかかわらず1割負担

【お問い合わせ先】

市介護福祉課介護認定給付担当（市役所1階⑦番窓口）☎32・3507/FAX35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

利用者負担判定の流れ

